

第 4 回構想委員会

「知的財産推進計画 2025（案）」に対するコメント

ワシントン大学ロースクール教授 竹中俊子

1. 資料 1（2）AI と知的財産権

AI 利用発明については、「発明創作過程において AI を利用した場合、当該 AI の開発者等が発明者として認められるか否かについて明確な基準は存在しない」（18 頁）とされている。しかし、これまでの委員会においても見解を表明してきた通り、AI 開発者が、その AI を利用する他の発明者と共同して、発明の技術的課題を解決する推論モデルを開発し、機械学習等を行った場合には、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与することによって、他の発明者と共に共同発明者となり得る。この点については、日本の現行法の基準においても、一定の明確性があると考えられる。もしこれが認められないとすれば、アメリカをはじめとする諸外国の発明者認定基準と乖離することとなり、日本企業が国際的に特許を取得する上で大きな障害となるおそれがある。

「明確な基準が存在しない」とされるのは、AI 利用者と共同して AI を完成させた後に、その AI を用いて AI 利用者が独自に完成させた発明

に対し、どの時点まで AI 開発者等の共同発明者性を認めるか、という点である。アメリカの判例法では、共同発明の要件として「協働 (Collaboration)」が求められており、AI 開発者と利用者との協働関係が終了した後に、利用者が AI を用いて独自に完成させた発明については、AI 開発者は共同発明者とは認められないと考えられている。

2025 年 4 月 12 日に、大阪大学・大阪工業大学・ストラスブール大学の共催で開催されたセミナーにおいては、USPTO ガイダンスに基づく具体例をもとに、AI 開発者が共同発明者となるか否かについて、日本法およびフランス法の下での検討が行われた。私はそのセミナーの司会を務め、日本の弁護士とフランスの知財法教授（元 EPO 審判官）により議論が行われた。その結果、AI 利用者と共同して AI を完成させた後、どの時点まで AI 開発者等の共同発明者性を認めるかについては、日本法上明確ではなく、法改正等による基準の明確化が必要であるとの指摘が、日本弁護士からあった。

さらに、AI 利用者についても、発明者として認められるための貢献の対象およびその質的程度に関して、明確な違いが見られる。すなわち、AI 出力の選択や公知構成要素の追加でも、アメリカでは自然人に

よる十分な貢献が認められ特許取得が可能であるのに対し、日本およびフランス法においては、そのような貢献では不十分であると判断され、特許が取得できない可能性があることが指摘された。

現在のところ、USPTO のガイダンスのみが公表されており、日本の出願人がこの基準に基づいて発明者を記載し、それに基づいて国際出願または優先権の基礎となる日本出願を行う可能性が高い。日本では、発明過程における貢献を立証するための証拠開示手続が存在しないため、発明者本人が争わない限り、発明者認定の誤認による特許持分に関する紛争が発生する可能性は低い。

しかし、日本法において発明者とならない者が発明者として含まれていた場合には、職務発明に関する相当の対価の支払義務をめぐって紛争が発生する可能性がある。こうした紛争を未然に防ぐためにも、特許庁が具体例を示したガイダンスを早期に公表することが強く望まれる。

2. 資料1 (2) クールジャパン

クールジャパンを活用した地方創生 2.0 の推進に関しては、「世界から求められる価値を体験できる商品・サービスの高付加価値化に取り組み、国際水準ベースの価格で収益を上げ、その利益を更なる再投資につなげていく持続可能なエコシステムを構築する」（86 頁）とされている。

この高付加価値化の実現には、地理的表示（GI）の活用が不可欠である。EU に見られるように、政府が積極的に啓発・保護活動を行い、GI を通じて地域の食、食文化、伝統工芸をブランド化していくことが求められる。GI は、単に地域経済の活性化を目的とするだけでなく、地域文化や伝統の維持という重要な側面を有している。

たとえば、二度の災害に見舞われた能登の輪島塗や、大量生産が困難な地方の伝統野菜などは、積極的に保護しなければ、消滅の危機に瀕する可能性がある。しかし日本では、GI と商標との違いが十分に理解されておらず、GI の本来の目的である地域の伝統的な食文化や工芸品の保護が軽視される傾向がある。

その典型的な事例として、伝統的な食文化の保護よりも、より多くの味噌業者に「八丁味噌」の名称使用を認めることで地域経済の促進を

優先した「八丁味噌事件」が挙げられる。このような事例からも、今後は GI の理念と価値を正しく理解し、地域の文化資源を保護・活用する枠組みの整備が一層重要であると考えられる。

以上